

6 土第 411 号
令和 6 年 12 月 26 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（通知）

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 316 号）等をもって従来から運用されてきたところです。

今般、改正建設業法の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」が改正されましたので、お知らせします。

つきましては、当該改正の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

1 主な改正内容

- (1) 監理技術者等の専任義務の合理化
- (2) 営業所技術者等の職務の特例

2 適用日

令和 6 年 12 月 13 日

3 国土交通省ホームページ URL（ガイドライン・マニュアル）

建設業に関する各種ガイドライン・マニュアル等は、以下のホームページに掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html

愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp